

第一小学校及び南浦小学校消火ポンプ・自動火災報知設備等改修工事

図面番号	図面名称
1	特記仕様書（1）
2	特記仕様書（2）
3	第一小学校・配置図
4	第一小学校・1階平面図
5	第一小学校・消火ポンプユニット機械図（改修前・後）
6	第一小学校・消火ポンプユニット電気図（改修前・後）
7	第一小学校・自火報／非常放送設備（改修前・後）
8	南浦小学校・配置図
9	南浦小学校・1, 2階平面図
10	南浦小学校・消火ポンプユニット機械図（改修前・後）
11	南浦小学校・消火ポンプユニット電気図（改修前・後）
12	南浦小学校・自火報／非常放送設備（改修前・後）

三鷹市 都市整備部 公共施設課									
部長	副部長	課長	担当課長	課長補佐	係長	主査・主任			担当

第一小学校及び南浦小学校消火ポンプ・自動火災報知設備等改修工事

1 工事場所

三鷹市立第一小学校 三鷹市新川6丁目4番32号 TEL:0422-43-1177
三鷹市立南浦小学校 三鷹市下連雀9丁目9番1号 TEL:0422-44-6385

2 工事概要

本工事は、既存防災設備について消防点検及び防火設備点検の結果に基づく改修を行うものである。

第一小学校工事内容

- ・校舎棟の消火栓ポンプユニット、配管、消火栓始動装置及びそれらに関連する制御盤、配線の更新。
- ・屋上の補助高架水槽系統の逆止弁、保温・ラッキングの更新。
- ・自火報設備（受信機、感知器カバー）、非常放送設備（充電電池、スピーカー）の更新。

南浦小学校工事内容

- ・北校舎の消火栓ポンプユニット、配管、消火栓始動装置及びそれらに関連する制御盤、配線の更新。
- ・北校舎屋上の補助高架水槽の更新。仕切弁、逆止弁の更新、保温、ラッキングの更新。
- 補助高架水槽の更新に伴う、基礎増し打ち、防水。
- ・自火報設備（受信機、発信機、感知器）、非常放送設備（充電電池、スピーカー）の更新。

3 工事仕様書

本工事は、本特記仕様書及び設計図によるほか、下記の標準仕様書による。

『三鷹市建築工事標準仕様書（最新改訂版）』
『東京都建築工事標準仕様書（最新改訂版）』
『東京都電気設備工事標準仕様書（最新改訂版）』
『東京都機械設備工事標準仕様書（最新改訂版）』

4 疑義

設計図書（特記仕様書や標準仕様書を含む）に関して疑義がある場合は、監督員と協議すること。また、設計図書に表現されていないもので当然必要と思われるものや、現状の取り扱いや納まりなどによる軽微な変更は、本工事の請負金額内で施工すること。

5 法令準拠

本工事は、各種法令に準拠して施工し、必要な官公署等への手続き（都、市、警察、消防、水道、下水道、電気、ガス、保健所等への申請や届け等）は速やかに行うこと。なお、これらの手続きに要する費用は本工事請負金額に含まれる。なお、官公署等への手続きにおいて市長名で申請や届け出を行う場合は、提出前に必ず監督員の確認を受けること。

6 工程

現場代理人は工事着手後直ちに工事実施日について工程表を作成して、監督員に提出し、遅延のないよう申請業務、工事の進捗を管理すること。また、機器搬出入や音出し工事は、学校が休みの日（土曜/日曜/祝日/長期休暇）に実施のこと。

7 提出書類「工事の施工に伴う書類等の取扱基準」（三鷹市）の様式を使用し、以下の書類を必要時期に提出すること

- | | |
|--|------|
| (1) 提出書類押印省略承諾願 | (2部) |
| (2) 現場代理人及び主任技術者等通知書、経歴書（資格証等の写しにより省略可）、工事工程表 | (2部) |
| (3) 工事カルテ（コリンズ）（登録、変更、完了）※提出は不要（監督員による登録確認のみ） | (一) |
| (4) 建設業退職金共済制度※制度に該当する対象者がいない場合は提出不要
(様式は建設業退職金共済事業本部HP参照のこと)
〔着手時〕掛金収納書所提出用台紙（様式第033号）
〔完了時〕建設業退職金共済制度掛金充当実績総括表（様式第031号）
〔完了時〕工事別共済証紙受払簿（様式第032号）※電子申請は作成不要 | (1部) |
| (5) 工事記録写真撮影計画書承諾願※監督員との協議により、提出不要とできる | (2部) |
| (6) 総合施工計画書 | (1部) |
| (7) 工種別施工計画書 | (1部) |
| (8) 使用材料承諾願※監督員が指示する材料の搬入予定内訳を添付する | (2部) |
| (9) 施工体制台帳・施工体系図 報告書（建設業法施行規則 第14条の2第2項の書類を添付） | (1部) |
| (10) 産業廃棄物処理計画書 | (1部) |
| (11) 産業廃棄物処理報告書 | (1部) |
| (12) 各種試験結果報告書 | (1部) |
| (13) 工事作業予定週報※監督員が指示する場合に限る | (1部) |
| (14) 工事写真(紙媒体の提出は抜粋とし、電子データ(PDF)は全ての写真を提出する) | (1部) |
| (15) 竣工図（ソフトカバー製本）※「竣工図等納品要領（最新改訂版）」を参照する | (4部) |
| (16) CD-R(竣工図・工事写真データ等)
※提出については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン（最新改訂版）」を参照する | (2部) |
| (17) 工事完成届兼検査願 | (2部) |
| (18) その他、監督員の指示するもの | |

8 石綿含有建材の事前調査

工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には追加の事前調査を行う。

なお、新たに分析調査を行う場合は、施工条件の変更とみなすことができることとする。

新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は同様の調査を行う。これには外構工事における工作物等も含む。

事前調査を行う者及び分析調査を行う者については、「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（厚生労働省・環境省）に基づき、次による。

(1) 建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部※1を除く。）の事前調査の調査者等

①建築物石綿含有建材調査者講習等登録規定に基づく講習を修了した特定建築石綿含有建材調査者及び一般建築物石綿含有建材調査者又はこれらのものと同等以上の能力を有すると認められる者

(2) 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部の事前調査の調査者等

①の者

②建築物石綿含有建材調査者講習等登録規定に基づく講習を修了した一戸建て等石綿含有建材調査者

(3) 特定工作物のうち、告示第一号から第五号まで及び第七号から第十一号※2までに掲げる工作物の事前調査の調査者

③工作物石綿事前調査者

(4) 特定工作物のうち、告示第六号、第十二号から第十七号※2までに掲げる工作物、特定工作物以外の工作物のうち、塗料

その他の石綿等が使用されている恐れがある材料の除去等の作業の事前調査の調査者等

①の者

③の者

※1 「一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部」は、一戸建ての住宅及び共同住宅（長屋を含む。以下同じ。）の住戸の専有部分を指し、共同住宅の住戸の内部以外の部分（ベランダ、廊下等共用部分）及び店舗併用住宅は含まれない。

※2 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣及び環境大臣が告示に掲げる工作物（特定工作物）

一 反応層 二 加熱炉 三 ボイラ及び圧力容器

四 配管設備（建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く。）

五 焼却設備 六 煙突（建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く。） 七 貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く。）

八 発電設備（太陽光発電設備及び風力発電設備を除く。） 九 変電設備 十 配電設備 十一 送電設備（ケーブルを含む。）

十二 トンネルの天井板 十三 プラットホームの屋上 十四 遮音壁 十五 軽量盛土保護パネル

十六 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板 十七 観光用エレベーターの小香炉の囲い（建築物に該当するものを除く。）

(5) 分析調査を行う者

④所定の学科講習及び分析の実施方法に関する厚生労働大臣の定める所定の実技講習を受講し、修了考査に合格した者又は同等

以上の知識及び技能を有すると認められる者

※①の者と同等以上の能力を有すると認められる者は、義務付け（令和5（2023）年10月1日）の前までに一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者をいう。

※④の者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者は以下の者である。

(ア)公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業」により認定されるAランク若しくはBランクの認定分析技術者又は定性分析に関わる合格者

(イ)一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者

(ウ)一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」

(エ)一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

(オ)一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析制度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

事前調査の結果について、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び市役所又は多摩環境事務所等に報告する。また、報告した旨を示す資料（システム登録時の確認メール等）を監督員に提示するとともに、定められた大きさの掲示板を公衆及び作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示する。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。

工事場所や規模に応じて、都、市及び労働基準監督署等への確認を事前に行うこと。

9 環境への配慮

工事（解体工事のみの場合は除く。）の施工に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号。）及び「東京都建設リサイクルガイドライン」に基づき策定された「東京都環境物品等調達方針（公共工事）」（東京都）に定める特別品目、特定調達品目及び調達推品目（以下、「環境物品等」という。）の利用を推進し、環境負荷の低減に努める。

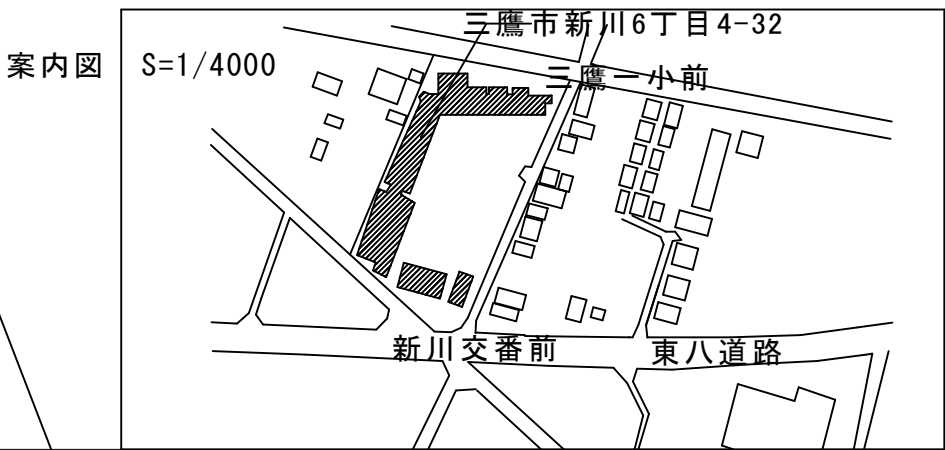
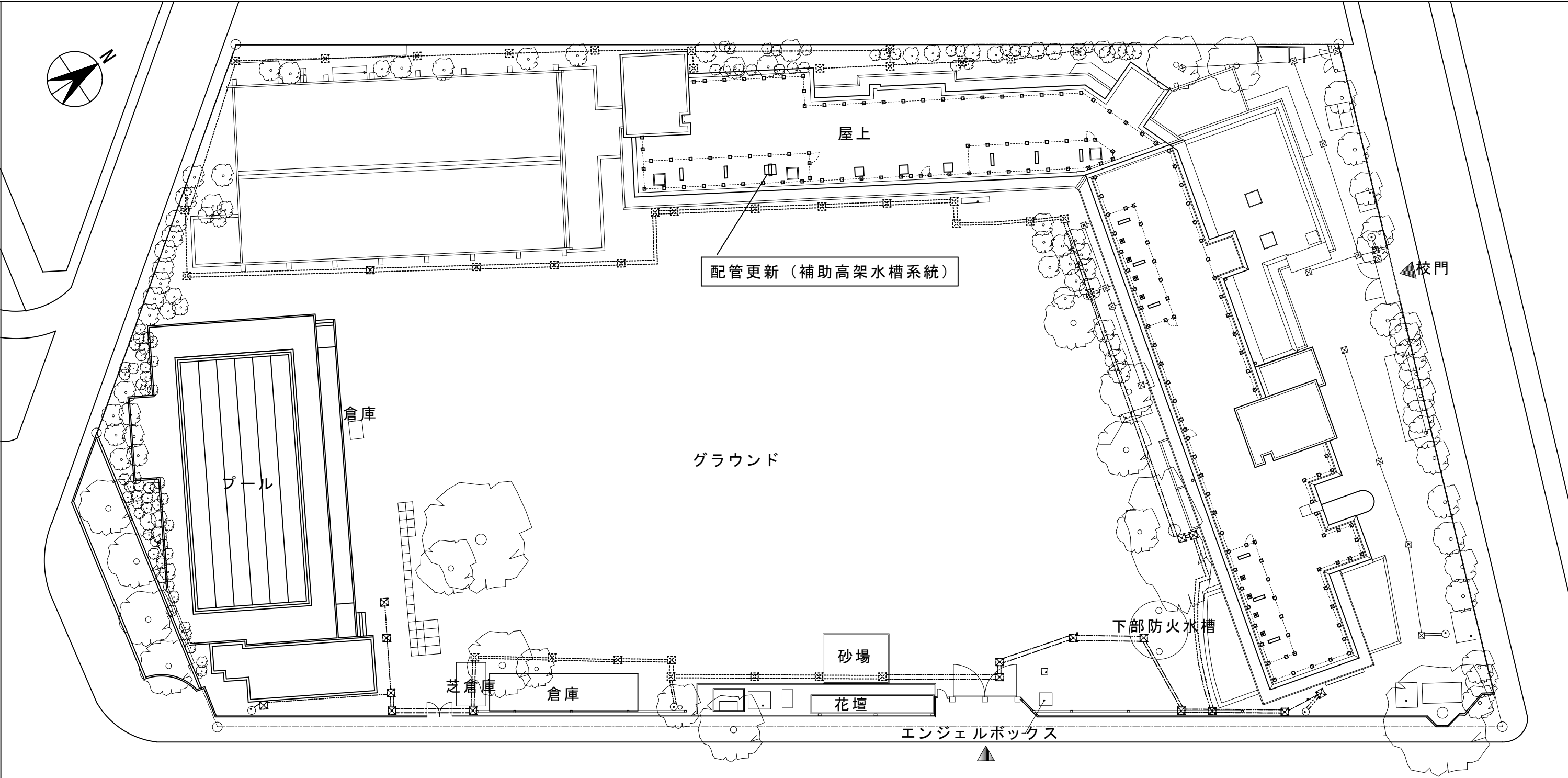
工事完了時に、使用した環境物品等について「環境物品等使用予定（実績）チェックリスト」を作成し、監督員に提出する。東京都都市整備局ホームページで最新版を参照すること。

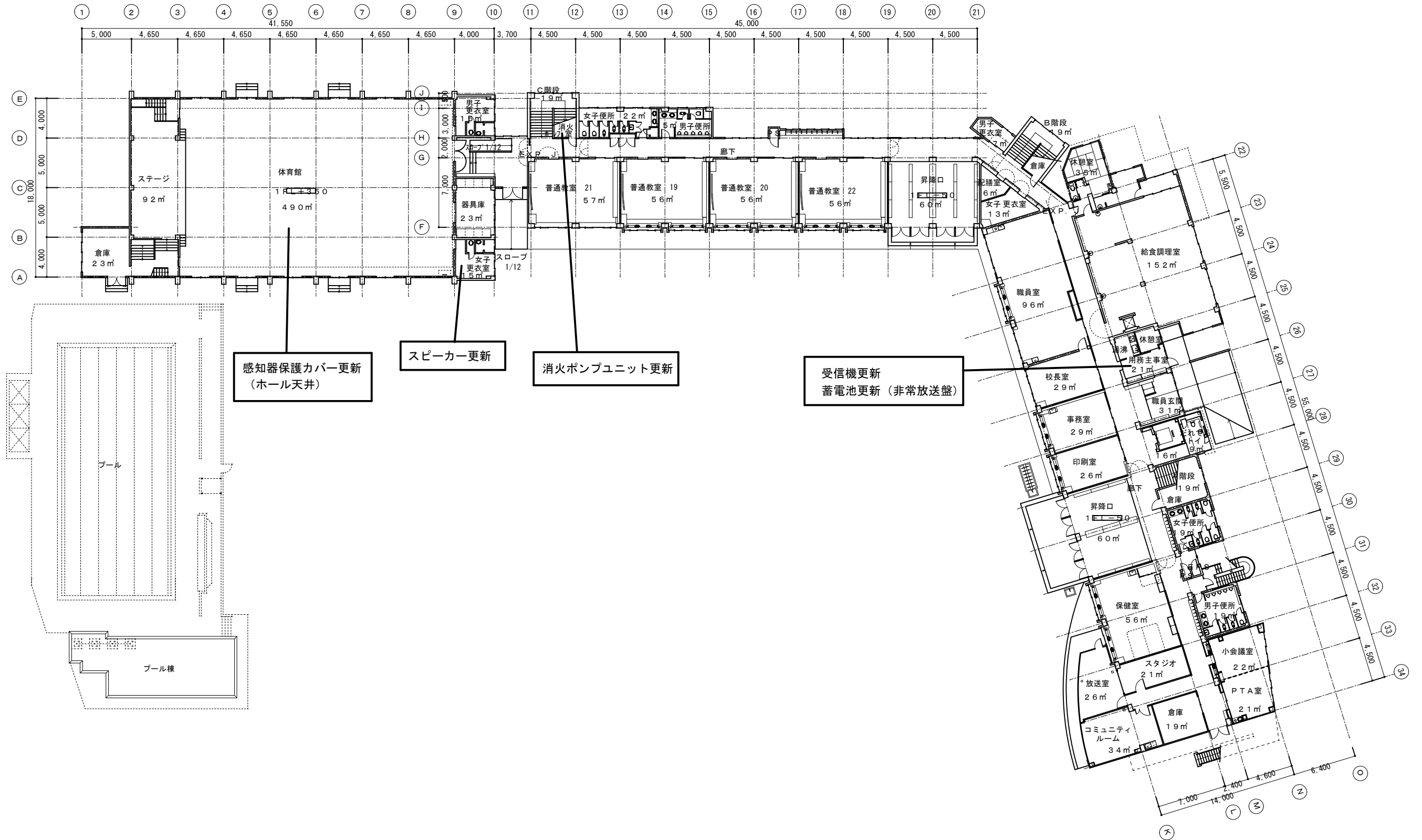
三鷹市 都市整備部 公共施設課	日付	図面決裁及び変更	件名	縮尺（A3）	図面番号
	令和8年8月25日		第一小学校及び南浦小学校消火ポンプ・自動火災報知設備等改修工事		
			図面名		
			特記仕様書（1）		

第一小学校及び南浦小学校消火ポンプ・自動火災報知設備等改修工事

10 注意事項

- (1) 工事に際しては、施工日程や安全対策について監督員及び関係者と十分に連絡を取り合い、安全に工事を進めること。
特に、児童、教職員及び施設利用者への安全対策を徹底すること。
- (2) 工事に必要な電力・用水は原則として現場にて無償使用できる。
- (3) 建設副産物については発生量の削減、現場内での分別、再利用等により、できる限り工事現場外への排出の抑制に努め、法令に従い適切に処理しなければならない。
- (4) 使用する材料及び工法については室内空気汚染を考慮して選定する。
接着剤及び塗料の塗布に当たっては、使用方法及び塗布量を十分に管理し、適切な乾燥時間をとるものとする。
また、施工時、施工後の通風、換気を十分に行い、室内に発散した化学物質等を室外に放出させる。
- (5) 騒音・振動等近隣に支障のある工事については、事前に近隣住民と協議してから行うこと。
- (6) 工事中に損傷させた設備等については、受注者の責任において現況通りに復旧すること。
- (7) 作業員は腕章等を装着すること。
- (8) 資材等の搬出入の際は、通行者への安全確認を徹底すること。
- (9) 車両の駐車場所等については、事前に監督員・施設管理者と協議を行うこと。施設の利用状況により施設内駐車場が利用できない場合は、別途駐車場を確保すること。
- (10) 資材搬出入、仮置き場、養生等は事前に監督員・施設管理者と打合せを行うこと。
- (11) 施工上必要な図面等（監督員の指示するもの）は、指示する期日までに作成し、監督員の承諾を得て、施工すること。
- (12) 消防署との必要な協議及び書類の作成提出は遅滞なく行うこと。
- (13) 当該施設が小学校であることに留意して、消防検査や発注者検査の日程調整を行うこと。
- (14) 既存設備を入念に調査し、必要に応じて系統図や区域図等を修正すること。
- (15) 設置工事完了後の適切な時期に、施設関係者への取扱説明を実施すること。
- (16) 配管フランチ部分のガスケットはアスベスト含有とみなして丁寧に取り外し適切に処分すること。
- (17) 本図面と現況が異なる場合は現況を優先として、竣工図に反映させること。





■改修内容（太線部）

※改修範囲や内容、各仕様等については現場調査を実施した上で、最終的に監督員の承諾を得ること

1階ポンプ室

◎消火ポンプユニット更新

- ・仕様右記（消防認定品）

※防振材の更新含む。基礎大きさ、耐震設計を確認し、状況に応じた更新内容のこと

◎配管改修

- ・新設ポンプユニット以降の既存弁、配管への接続

※更新ユニット／既存配管の管径を確認し、フレキシブルジョイント、レデューサー等（消防認定品）を用いて

適切に既存システムへ接続すること

屋上

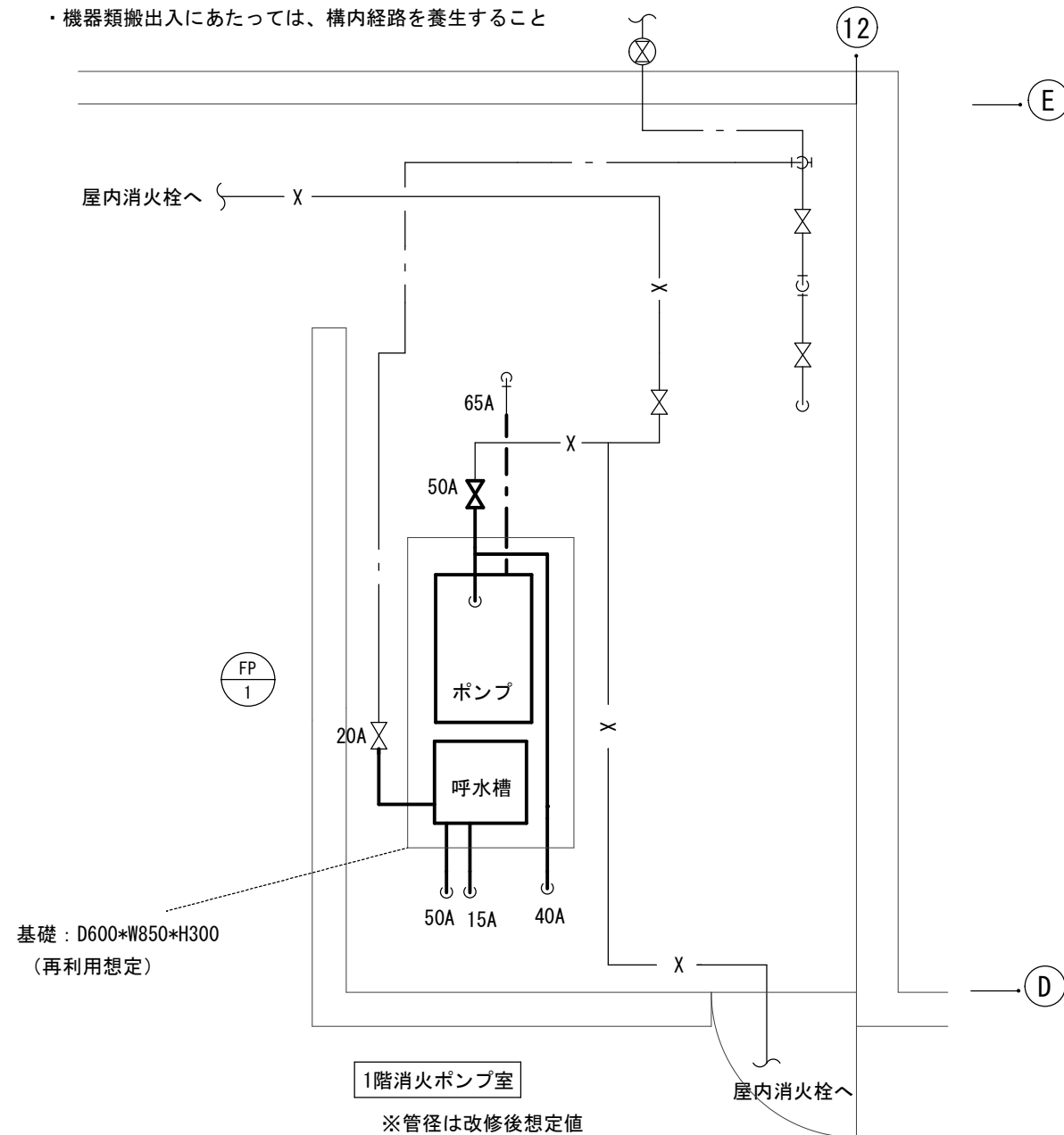
◎配管改修

- 逆止并更新

- ・保温、ラッキング（ポリスチレンフォームt20、SUSラッキング）

備考

- ・撤去部のガasket等に関してはアスベスト含有みなしとし、湿潤やHEPAフィルター付き器具等で丁寧に作業処理のこと
 - ・工事期間中の消火不能期間について、代替消火措置について消防署等と事前協議し対応実施のこと
 - ・機器類搬出入にあたっては、構内経路を養生すること
- ⑫



- ・ 機器仕様

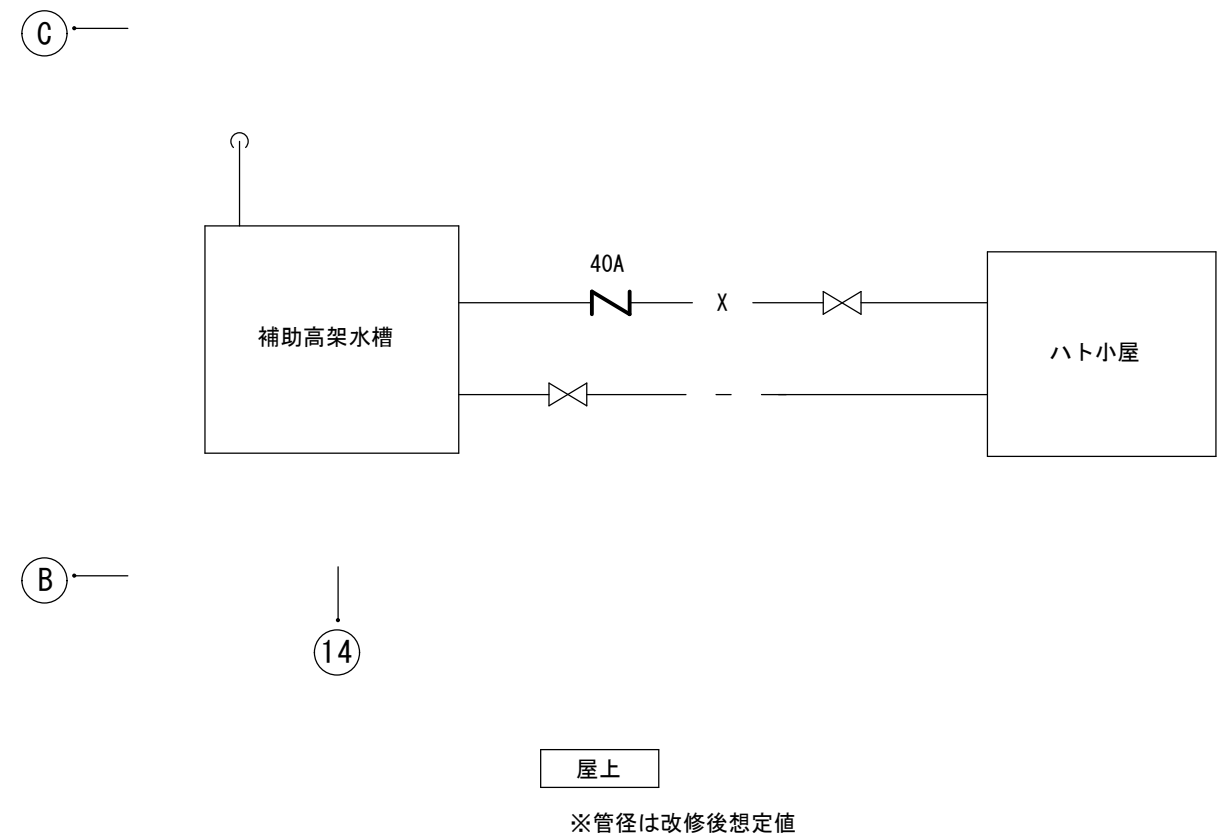
太線：撤去、新設

	改修前	改修後（参考型番）
FP-1 消火ポンプユニット	KTK655C5.5T（川本製作所） 65φ×50φ×5.5kW×50m×300L/min	KTK655CE5.5T（川本製作所） 65φ×50φ×5.5kW×50m×300L/min 制御盤搭載型、呼水槽、フート弁付き

- ・配管仕様（改修部）

太線：撤去、新設

— - —	給水管／吸込管	水道用ライニング鋼管 (SGP-VB)
— X —	消火管	圧力配管用炭素鋼鋼管 (STPG)
————	ドレン／オーバーフロー／流量試験配管	配管用炭素鋼鋼管
	仕切弁	
	逆止弁	



■改修内容（太線部）

※改修範囲や内容、各仕様等については現場調査を実施した上で、最終的に監督員の承諾を得ること

◎消火ポンプ制御盤

- ・機器更新（ポンプユニット共）

◎消火栓始動装置（既設：ニッタンSTM-60N）

- ・機器更新

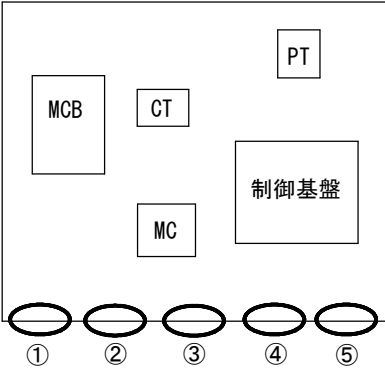
◎配線

- ・既存繋ぎ替え：消火栓始動装置1次側、フロートレススイッチ系統
- ・更新：消火栓始動装置2次側以降

◎配管

- ・更新：消火ポンプ制御盤1次側のフレキ管（E管は再利用とし、E管への接続まで）

・消火ポンプ制御盤（改修前後）

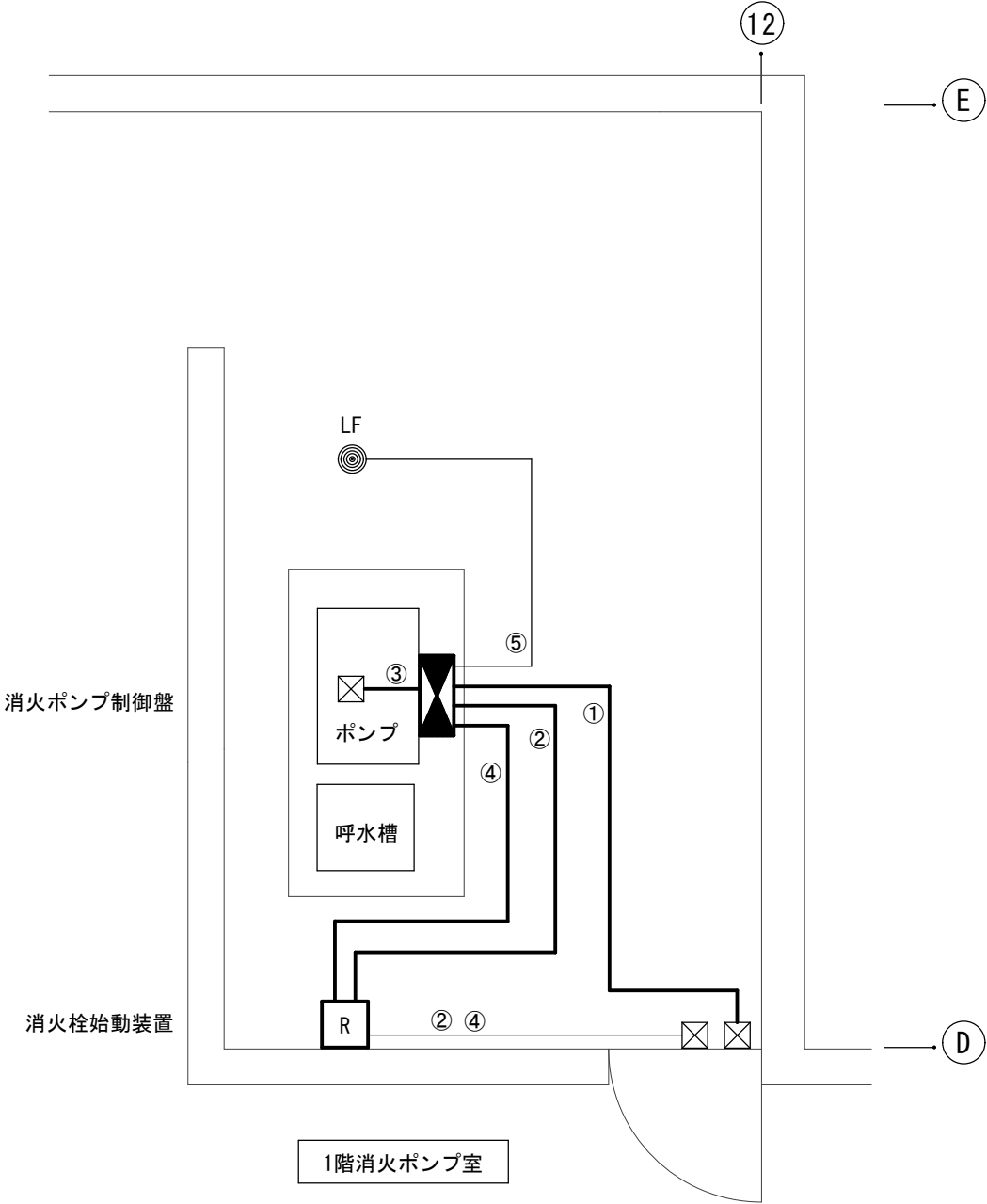


・消火ポンプ制御盤配線（改修前後） 太線：撤去、新設

配線区間に関しては現場開始前に調査をおこない、新設後に配線タグ表示おこなうこと

	配線区間（）間は既設利用	配線／配管
①	電源3相、アース	（キュービクル～）プルボックス～制御盤 EM-FPT14sq、EM-IE 5.5sq（F50）
②	ポンプ起動信号 消火栓始動移報	（発信機～）消火栓始動装置～制御盤 消火栓始動装置（～受信機） EM-CEE1.25sq-2C EM-CEE1.25sq-2C（F38）
③	電源3相、アース（撤去のみ※）	（キュービクル～）制御盤～ポンプモーター EM-FPT14sq、EM-IE 5.5sq（F38）
④	ポンプ運転移報 警報移報 （過電流、呼水槽／消火水槽／補助高架水槽減水）	制御盤（～受信機） 制御盤（～受信機） EM-CEE1.25sq-2C EM-CEE1.25sq-5C（F38）
⑤	消火水槽減水	（フロートレススイッチ～）制御盤 EM-CEE1.25sq-3C（F17）

※ 既設二次側配線／配管撤去、ポンプ更新後はユニット内部配線

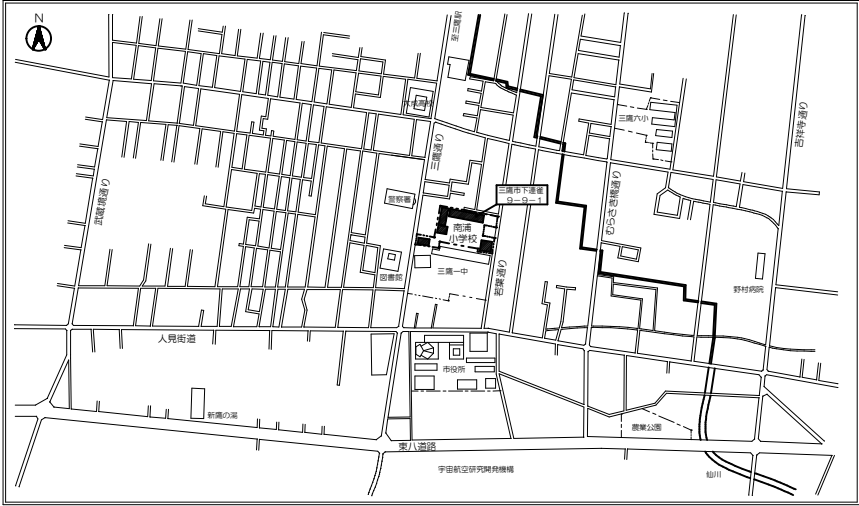


■改修内容

※改修範囲や内容については現場調査を実施した上で、最終的に監督員の承諾を得ること

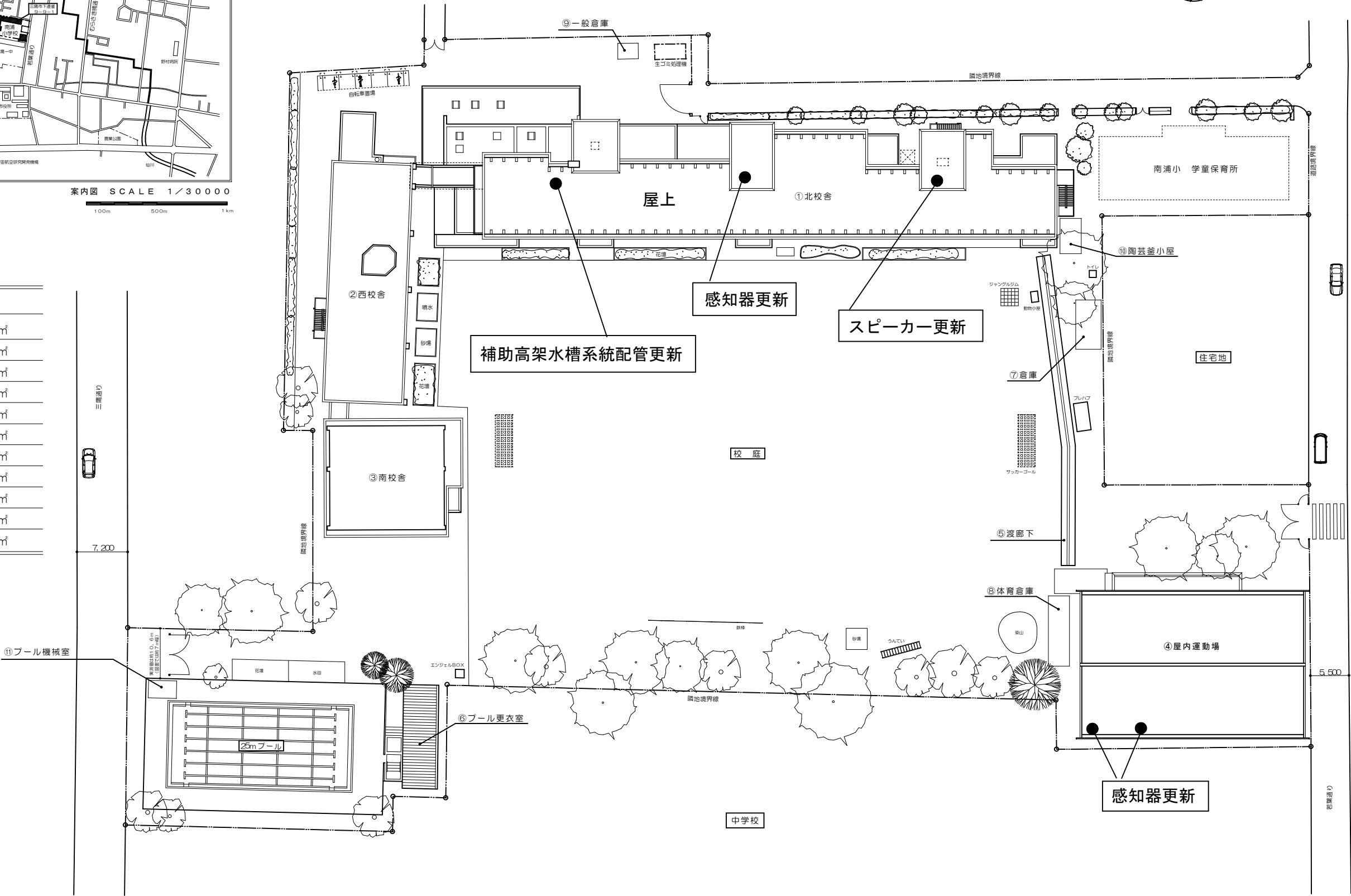
◎機器更新

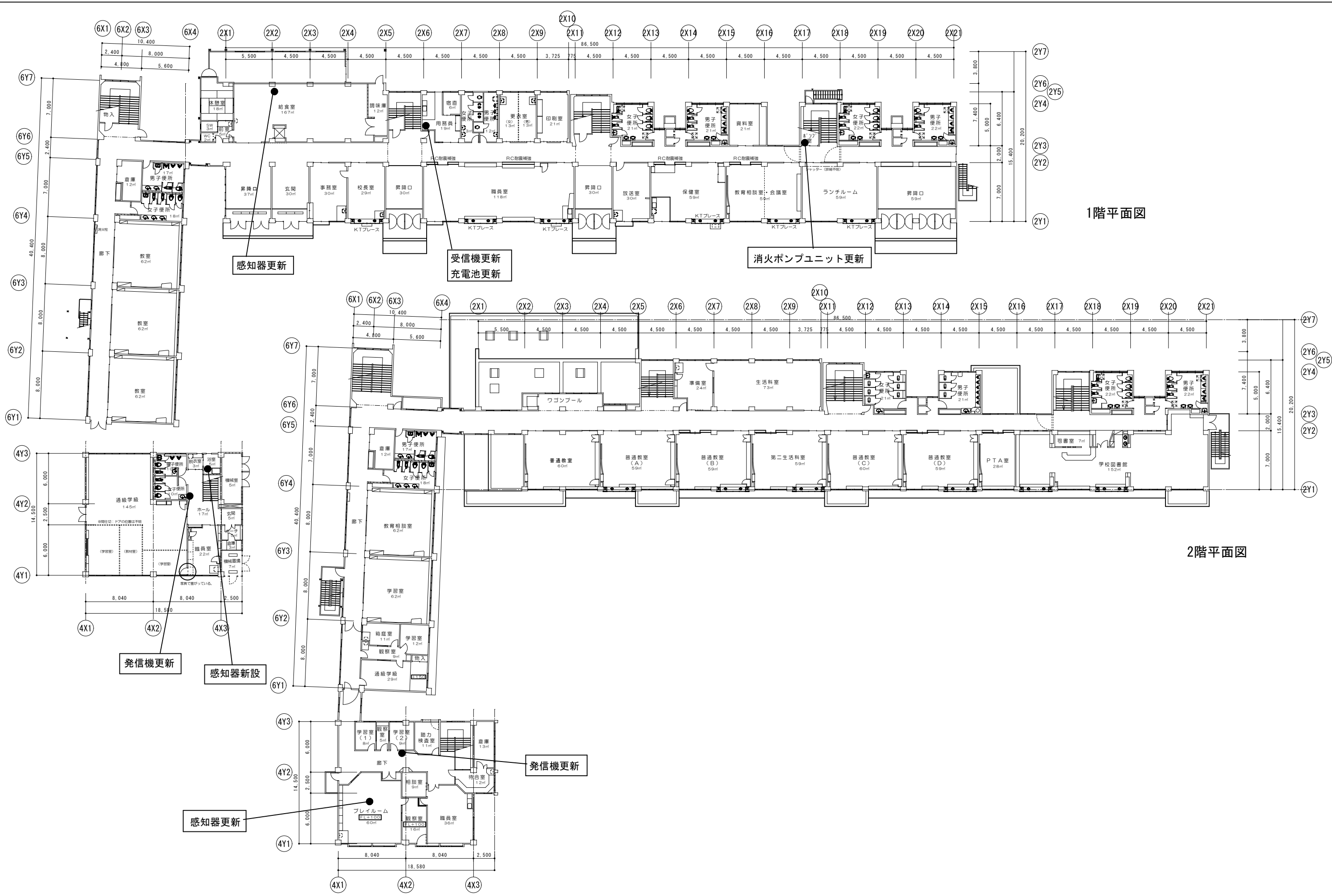
改修内容	改修後	対象		台数
受信機更新	P型1級複合盤（壁掛型40回線）	用務主事室	1階	1
感知器保護カバー	保護カバー更新	体育館ホール天井	1階	3
蓄電池更新	非常放送盤用（改修前：ニカドDC24V 6.0Ah）	用務主事室	1階	1
スピーカー更新	天井スピーカー（改修前：SB-X166）	報知区分12：体育館女子更衣室	1階	1
※申請、検査、立会費用等含む				
対象機器に関しては、事前の現場調査にて確認のこと				



案内図 SCALE 1/30000
100m 500m 1km

建築面積	
①北校舎	4358.14㎡
②西校舎	1254.71㎡
③南校舎	527.46㎡
④屋内運動場	722.73㎡
⑤渡廊下	111.00㎡
⑥プール更衣室	61.00㎡
⑦倉庫	26.00㎡
⑧体育倉庫	33.12㎡
⑨一般倉庫	7.13㎡
⑩陶芸釜小屋	8.28㎡
⑪プール機械室	10.57㎡





■改修内容（太線部）

※改修範囲や内容については現場調査を実施した上で、最終的に監督員の承諾を得ること

1階ポンプ室

◎消火ポンプユニット更新

- ・仕様右記（消防認定品）

※防振材の更新。基礎大きさ、耐震設計を確認し、状況に応じた更新内容のこと

◎配管改修

- ・既存管接続：新設ポンプユニット～各既存系統第1バルブ／フランジ区間)

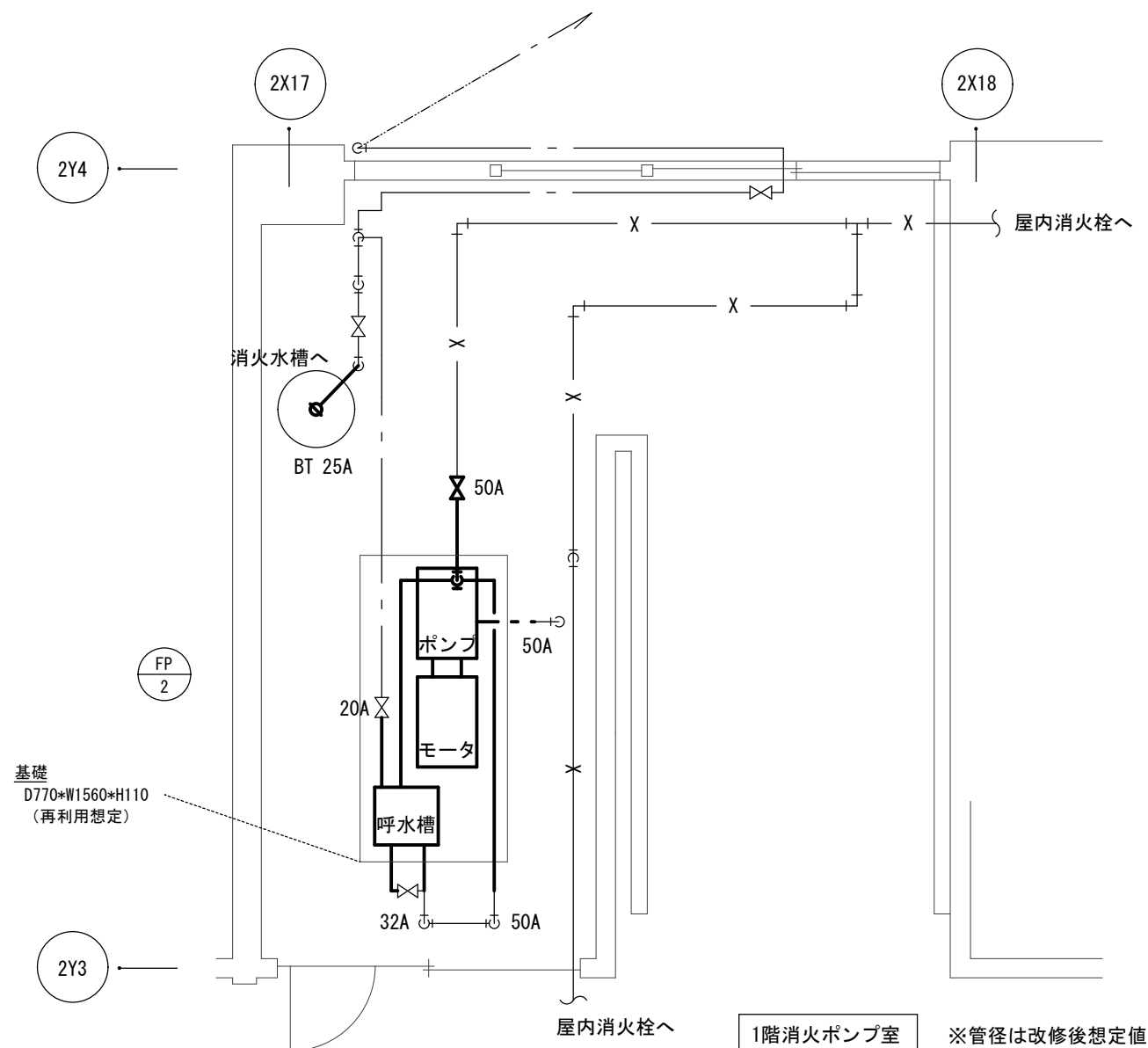
※更新ユニットの管径確認し、フレキシブルジョイント、レデューサー等（消防認定品）用いて既存系統に接続のこと

- ・消火水槽定位水弁の副弁ボールタップ更新

屋上

◎配管改修

- ・仕切弁、逆止弁の更新
- ・補助高架水槽のボールタップ更新



備考

- ・撤去部のガasket等に関してはアスベスト含有みなしとし、湿潤やHEPAフィルター付き器具等で丁寧な作業処理のこと
- ・工事期間中の消火不能期間について、代替消火措置について消防署等と事前協議し対応実施のこと
- ・機器類搬出入にあたっては、構内経路を養生すること

・ 機器仕様

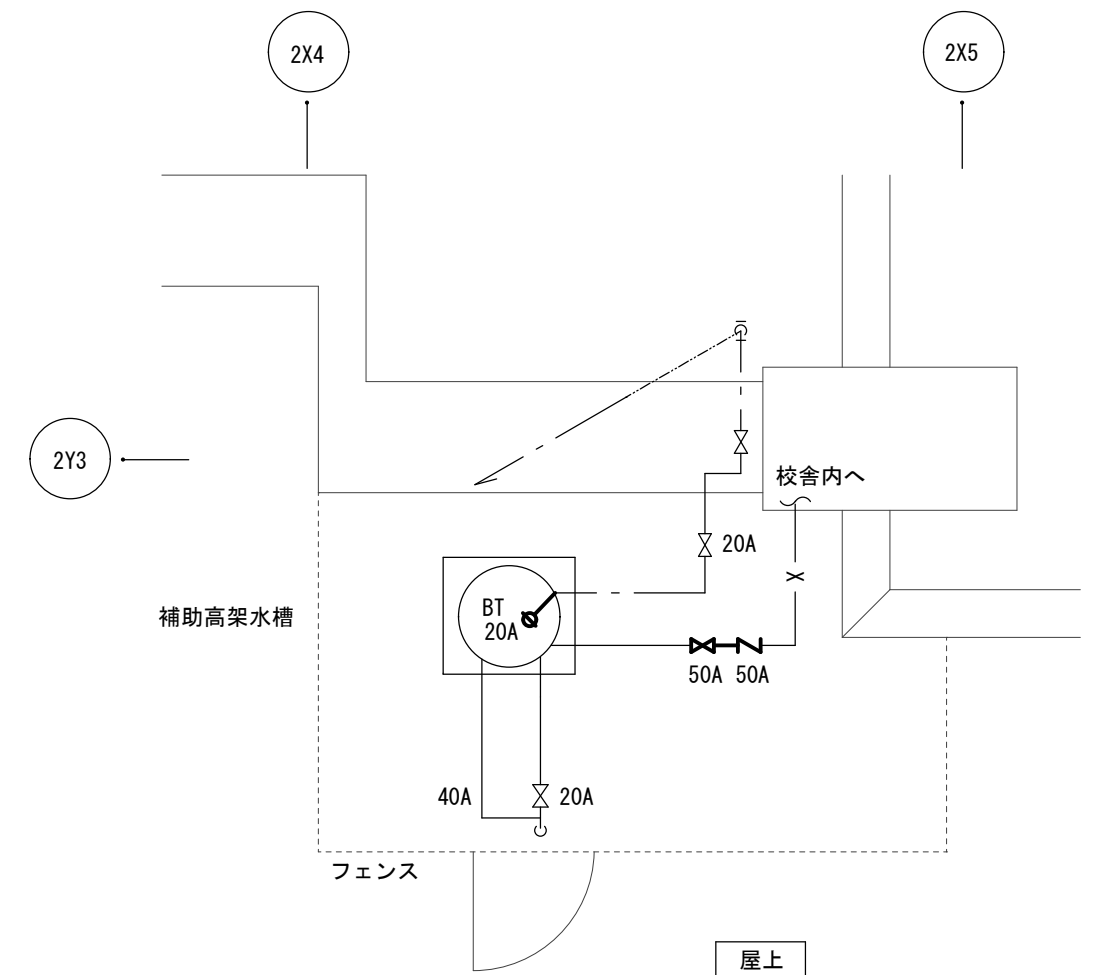
太線：撤去、新設

	改修前	改修後
FP-2 消火ポンプユニット	100MSFU3M (荏原製作所) 100φ×15kW×53m×600L/min	制御盤搭載型、呼水槽、フート弁付き 50φ×5.5kW×53m×300L/min

- ・配管仕様（改修後）

太線：撤去、新設

— - —	給水管／吸込管	水道用ライニング鋼管（SGP-VB）
— X —	消火管	圧力配管用炭素鋼鋼管（STPG）
————	ドレン／オーバーフロー／流量試験配管	配管用炭素鋼鋼管
	仕切弁	
	逆止弁	



■改修内容（太線部）

◎制御方法変更

- ・外部制御盤（消火ポンプ操作盤）→ユニット搭載制御盤（消火ポンプ制御盤）

◎消火ポンプ操作盤（右図）

- ・機器撤去のみ：配線用遮断器（MCB）、電磁開閉器（主52／スター6／デルタ42／14）、変流器（CT）、タイマー（2）、フロートなしスイッチ（FS）、リレー（RLY）
 - ・機器更新：消火栓始動器（既設：NOHMI FYH116-110）（改修後は消火ポンプ制御盤内に組込）
- ※操作盤は筐体・端子台残置とし、既存配線の繋ぎ替え用のプルボックスとして使用する

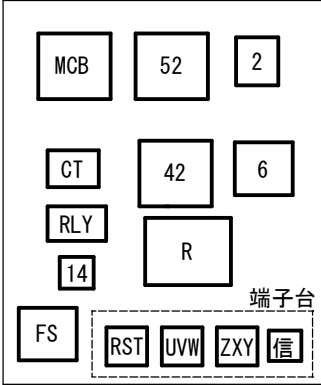
◎配線

- ・既存繋ぎ替え：消火ポンプ操作盤1次側
- ・更新：消火ポンプ操作盤2次側
- ・撤去：撤去機器周り

◎備考

- ・既存配線の行先明確にし、改修後の機器／配管／配線についても用途・行先のタグ表示のこと
- また残置対象には「未使用」のタグ表示のこと

・消火ポンプ操作盤（改修前）



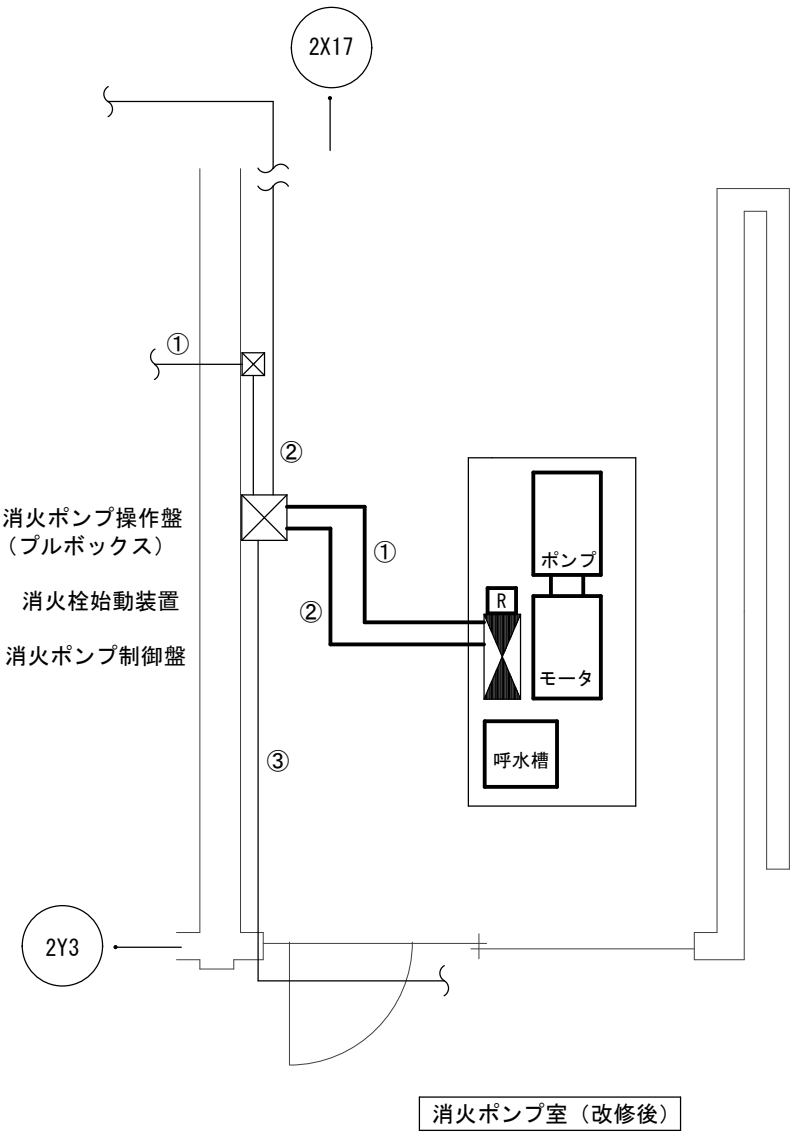
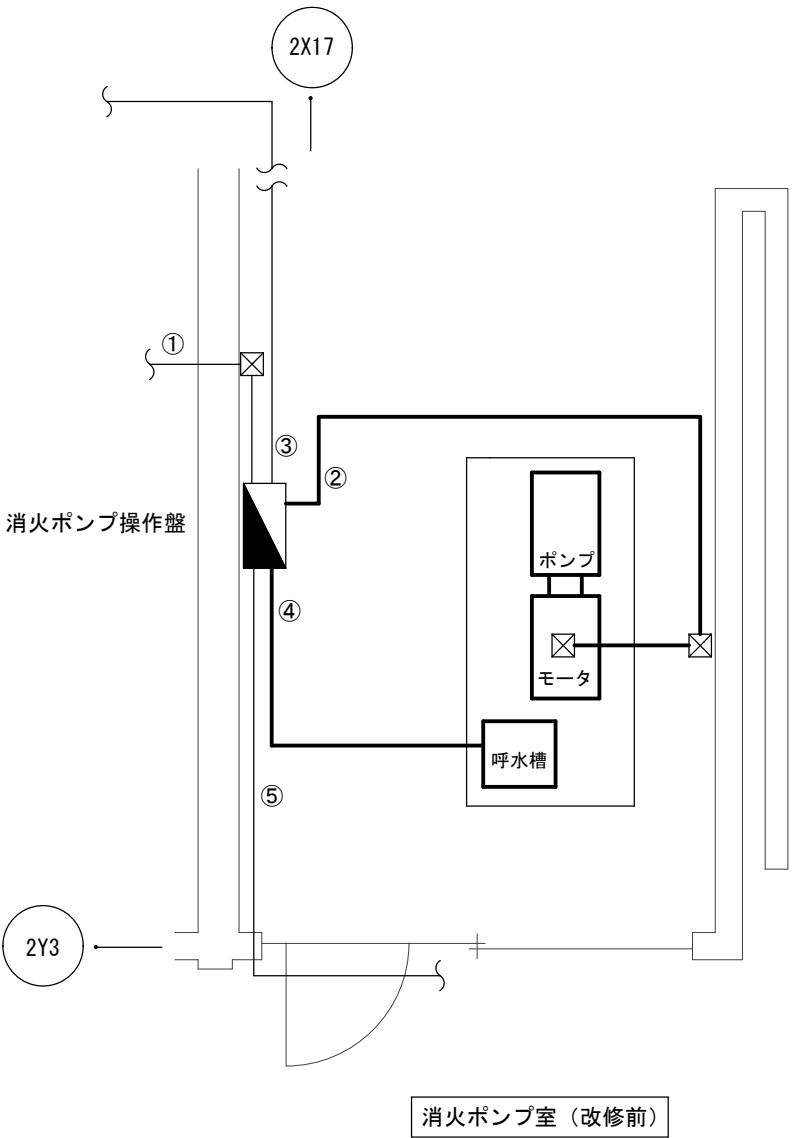
・盤機器配線（改修前）

太線：撤去、新設		配線区間	配線／配管
①	電源3相	動力盤～操作盤	EM-CE（E39）
②	電源3相（スター／デルタ）（撤去のみ※）	操作盤～ポンプモーター	EM-CE（E39）
③	ポンプ起動信号 消火栓始動移報	受信機～消火栓始動器	EM-HP（E25）
		消火栓始動器～受信機／表示灯	EM-CEE（E25）
④	呼水槽減水（撤去のみ）	呼水槽～操作盤（フロートなしスイッチ）	EM-CEE（E19）
⑤	消火栓始動移報	消火栓始動器～表示灯	

・盤機器配線（改修後）

太線：撤去、新設		配線区間（）間は既設利用	配線／配管
①	電源3相	（動力盤～）操作盤～ユニット制御盤	EM-FPT14sq（E51）
②	ポンプ起動信号 消火栓始動移報	（受信機～）ユニット制御盤（起動用入力端子）	EM-CEE1. 25sq-2C
		ユニット制御盤（～受信機）	EM-CEE1. 25sq-2C（E19）
③	消火栓始動移報	操作盤（～表示灯）	EM-CEE1. 25sq-5C（E19）

※ 既設二次側配線／配管撤去、ポンプ更新後はユニット内部配線



■改修内容

※改修範囲や内容については現場調査を実施した上で、最終的に監督員の承諾を得ること

◎機器更新

	改修内容	改修後	対象		台数
自火報	受信機更新	P型1級複合盤（壁掛型40回線）	用務員室	1階	1
	発信機更新	P型1級屋内埋込型（アダプタプレート含む）	警戒No. 1：トイレ前（南校舎1階）	1階	1
			警戒No. 6：トイレ前（南校舎2階）	2階	1
	感知器更新	定温式スポット型感知器	警戒No. 3：給食室	1階	1
		差動式スポット型感知器	警戒No. 1：第1プレイルーム	2階	1
		光電式スポット型感知器	警戒No. 18：北校舎西階段（塔屋）	屋上	1
		差動式分布型感知器	警戒No. 23：屋内運動場ステージ	1階	1
			警戒No. 24：屋内運動場放送室	1階	1
			警戒No. 25：屋内運動場体育場	1階	1
	感知器新設	定温式スポット型感知器	警戒No. 1：浴室	1階	1
非常放送	充電池更新	放送盤用小型充電池	用務員室	1階	1
	スピーカー更新	ソフトホーンスピーカー	北校舎東階段屋上	屋上	1
	配線繋ぎ替え	既設配線繋ぎ替え	上記改修対象機器	－	－
※申請、検査、立会費用等含む 対象機器に関しては、事前の現場調査にて確認のこと					